

2 地下水質測定結果

- ・ 測定計画概況調査（メッシュ調査及び定点調査）については、35 地点全てで環境基準を達成しました。
- ・ 測定計画継続監視調査については、30 地点中 9 地点で環境基準を達成しました。
- ・ 市計画周辺調査については、21 地点全てで環境基準を達成しました。

(1) 測定計画概況調査

ア メッシュ調査

26 地点全てで環境基準を達成しました。

イ 定点調査

9 地点全てで環境基準を達成しました。

測定計画概況調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況 ^{※1}			環境基準達成状況 ^{※2}		
	地点数	項目数	地点数 ^{※3}	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
メッシュ調査 ^{※4}	26	28	25	96.2 %	5	26	100 %	0
定点調査 ^{※5}	9	28	9	100 %	5	9	100 %	0

※1 検出状況とは、定量下限値以上で検出された地点をいいます。測定地点における測定値が環境基準値以下の場合は、環境基準を達成していると評価します。（以下、同様。）

※2 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した地点をいいます。（以下、同様。）

※3 検出状況の地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定しています。（以下、同様。）

※4 メッシュ調査では、市内全域を 1 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸の水質について調査しています。

※5 定点調査では、定点において長期的な観点から水質の経年的変化を調査しています。

(2) 測定計画継続監視調査

30 地点中 9 地点で環境基準を達成しました。達成していなかった 21 地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準値を超過している状況が継続しています。

継続監視調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
継続監視調査 [※]	30	9	29	96.7 %	8	9	30.0 %	5

※ 継続監視調査では、汚染地域について継続的に監視を行うために調査を行っています。

(3) 市計画周辺調査

21 地点全てで環境基準を達成しました。

市計画周辺調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
市計画周辺調査 [※]	21	6	11	52.4 %	1	21	100 %	0

※ 市計画周辺調査では、地下水の汚染状況について、継続監視調査地点周辺の他、過去に汚染があり改善した地点の周辺及び土壌汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点の周辺を調査していません。

2 地下水質測定結果

市内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により神奈川県が作成した「測定計画」及び水質汚濁防止法第 15 条により市が作成した「市計画」に基づいて、地下水質の測定を実施している。平成 25 年度の測定結果は次のとおりである。

(1) 測定の概要

ア 調査の種類

(ア) 測定計画

a 概況調査

(a) メッシュ調査

市内全域を 1 km メッシュに区切り、各メッシュの井戸の水質について調査している。なお、市内のメッシュについては、4 年間で全域を網羅するよう調査しており、120 メッシュで井戸が確認されていることから、年間 30 メッシュ程度調査している。

(b) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するため、市内の 18 地点の定点において 9 地点ずつ 2 年間で調査している。

b 継続監視調査

地下水は一度汚染してしまうと回復するまでに時間がかかることから、汚染が確認された地点においては継続的に監視をする必要がある。平成 25 年度は 30 地点を測定した。

(イ) 市計画周辺調査

地下水の汚染状況について、継続監視調査地点周辺の他、過去に汚染があり改善した地点の周辺及び土壌汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点の周辺を調査している。

平成 25 年度は、環境基準値の超過が継続している測定計画継続監視調査地区及び過去に超過が確認されたが改善に至った地区の中で、平成 5 年度から継続監視している宮前区東有馬地区（テトラクロロエチレン超過）、平成 5 年度及び平成 16 年度から継続監視している多摩区堰地区（テトラクロロエチレン超過）、平成 9 年度から継続監視している宮前区菅生地区（トリクロロエチレン超過）、平成 8 年度から継続監視している中原区中丸子地区（テトラクロロエチレン超過）及び平成 7 年度に超過していた多摩区登戸地区（テトラクロロエチレン）の周辺への拡散の影響を把握するために調査を実施した。今年度は測定計画継続監視調査地点及び過去に超過が確認された地点周辺の 21 地点を測定した。

イ 測定地点数等

表 14 各調査における測定地点数及び実施期間・測定頻度

調査の種類		測定地点数	実施期間・測定頻度
測定計画	概況調査	メッシュ調査	平成 25 年 10～12 月に実施
		定点調査	
	継続監視調査		
市計画周辺調査		21 地点	
合計		86 地点	

ウ 測定項目

表 15 各調査における測定項目

調査の種類			測定項目
測定計画	概況調査	メッシュ調査	環境基準項目、一般項目
		定点調査	
継続監視調査			基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目
市計画周辺調査			基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

(注) 環境基準項目：地下水質の環境基準が定められている 28 項目

一般項目：電気伝導率、pH(水素イオン濃度)、水温、臭気、外観

(2) 各調査の測定結果

ア 測定計画

(ア) 概況調査 (表 16)

a メッシュ調査

環境基準項目については、26 地点全てで環境基準を達成した。

b 定点調査

環境基準項目については、9 地点全てで環境基準を達成した。

表 16 測定計画概況調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況 ^{※1}			環境基準達成状況 ^{※2}		
	地点数	項目数	地点数 ^{※3}	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
メッシュ調査	26	28	25	96.2 %	5	26	100 %	0
定点調査	9	28	9	100 %	5	9	100 %	0

※1 検出状況とは、定量下限値以上で検出された地点をいう。測定地点における測定値が環境基準値以下の場合には、環境基準を達成していると評価する。(以下、同様。)

※2 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した地点をいう。(以下、同様。)

※3 検出状況の地点数は、1 地点で複数項目検出された場合でも 1 地点として算定。(以下、同様。)

(イ) 継続監視調査 (表 17)

環境基準項目については、30 地点中 9 地点で環境基準を達成した。環境基準の達成率は 30.0%であった。環境基準が非達成であった 21 地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかの項目が環境基準値を超過している状況が継続している。

表 17 測定計画継続監視調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
継続監視調査	30	9	29	96.7 %	8	9	30.0 %	5

イ 市計画周辺調査 (表 18)

環境基準項目については、21 地点全てで環境基準を達成した。

表 18 市計画周辺調査における環境基準達成状況

	測定		検出状況			環境基準達成状況		
	地点数	項目数	地点数	検出率	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
市計画周辺調査	21	6	11	52.4 %	1	21	100 %	0

表19 項目ごとの環境基準達成状況

区分	項目名	測定地点数	検出地点数	環境基準 超過地点数	最高濃度 (mg/L)	検出率 (%)	環境基準 達成率(%)	環境基準又は評価基準
環 境 基 準 項 目	カドミウム	35	0	0		0	100	0.003 mg/L 以下
	全シアン	35	0	0		0	100	検出されないこと。
	鉛	35	0	0		0	100	0.01 mg/L 以下
	六価クロム	35	0	0		0	100	0.05 mg/L 以下
	砒素	36	0	0		0	100	0.01 mg/L 以下
	総水銀	35	0	0		0	100	0.0005 mg/L 以下
	アルキル水銀	35	0	0		0	100	検出されないこと。
	PCB	35	0	0		0	100	検出されないこと。
	ジクロロメタン	35	0	0		0	100	0.02 mg/L 以下
	四塩化炭素	35	0	0		0	100	0.002 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	35	0	0		0	100	0.004 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	75	2	0	0.003	2.7	100	0.1 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	75	8	4	0.21	10.7	94.7	0.04 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	75	4	0	0.0059	5.3	100	1 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	35	0	0		0	100	0.006 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	75	9	5	0.13	12	93.3	0.03 mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	75	8	3	0.038	10.7	96	0.002 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	35	3	0	0.032	8.6	100	0.05 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	75	25	6	0.2	33.3	92	0.01 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	35	0	0		0	100	0.002 mg/L 以下
	チウラム	35	0	0		0	100	0.006 mg/L 以下
	シマジン	35	0	0		0	100	0.003 mg/L 以下
	チオベンカルブ	35	0	0		0	100	0.02 mg/L 以下
	ベンゼン	35	0	0		0	100	0.01 mg/L 以下
	セレン	35	0	0		0	100	0.01 mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	46	41	7	24	89.1	84.8	10 mg/L 以下
	ふっ素	35	27	0	0.29	77.1	100	0.8 mg/L 以下
	ほう素	35	23	0	0.17	65.7	100	1 mg/L 以下
合計		86	74	21		86	75.6	

注1：合計については同一地点で複数検出及び超過された場合1地点

注2：網かけは環境基準超過項目

表20 揮発性有機化合物検出状況(概況調査)

単位：mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	川崎	鋼管通	深井戸	その他	-	-
2	川崎	宮本町	浅井戸	生活用水	-	-
3	川崎	旭町	浅井戸	生活用水	-	-
4	川崎	大師本町	浅井戸	その他	-	-
5	幸	鹿島田	浅井戸	生活用水	-	-
6	幸	東古市場	浅井戸	その他	-	-
7	幸	小向町	浅井戸	その他	-	-
8	中原	上小田中	浅井戸	生活用水	-	-
9	中原	下沼部	浅井戸	生活用水	-	-
10	高津	坂戸	浅井戸	その他	-	-
11	高津	久地	浅井戸	生活用水	-	0.0009
12	高津	上作延	浅井戸	一般飲用	-	-
13	高津	野川	浅井戸	その他	0.011	-
14	高津	下野毛	浅井戸	生活用水	-	-
15	宮前	犬蔵	深井戸	その他	-	-
16	宮前	初山	浅井戸	その他	-	-
17	宮前	平	浅井戸	生活用水	-	-
18	宮前	東有馬	湧水	生活用水	-	-
19	宮前	土橋	深井戸	生活用水	-	-
20	多摩	枳形	浅井戸	生活用水	-	-
21	多摩	宿河原	浅井戸	生活用水	-	0.0011
22	多摩	菅馬場	浅井戸	生活用水	-	-
23	多摩	生田	浅井戸	生活用水	-	-
24	多摩	枳形	浅井戸	生活用水	-	-
25	多摩	中野島	浅井戸	生活用水	-	-
26	多摩	登戸	浅井戸	工業用水	-	0.0013
27	多摩	管	浅井戸	生活用水	-	-
28	多摩	菅稻田堤	浅井戸	一般飲用	-	-
29	多摩	菅稻田堤	浅井戸	その他	-	-
30	多摩	宿河原	浅井戸	生活用水	-	0.0009
31	麻生	片平	浅井戸	生活用水	-	-
32	麻生	栗木	不明	生活用水	-	-
33	麻生	黒川	浅井戸	生活用水	-	-
34	麻生	千代ヶ丘	浅井戸	生活用水	-	-
35	麻生	高石	浅井戸	生活用水	-	-

環境基準値	0.03以下	0.01以下
定量下限値	0.002	0.0005

(注1) -印は定量下限値を下回っていたことを表示

(注2) 有害物質については検出されたもののみ記載

表21 揮発性有機化合物並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素検出状況(継続監視調査)

単位: mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	塩化ビニルモノマー	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1	川崎	堤根	不明	生活用水	* 0.093	* 0.20	0.0059	* 0.021	0.003	* 0.10	
2	川崎	浜町	不明	生活用水	-	-	-	* 0.017	-	0.013	
3	川崎	塩浜	深井戸	その他							
4	幸	東古市場	浅井戸	生活用水	0.024	-	-	-	-	* 0.053	
5	中原	中丸子	浅井戸	農業用水	-	-	-	0.0009	-	-	
6	中原	上丸子山王町	浅井戸	生活用水	* 0.060	-	0.0013	0.0002	-	* 0.21	
7	中原	宮内	不明	農業用水							7.1
8	中原	小杉陣屋町	浅井戸	生活用水	-	-	-	0.0009	-	-	
9	中原	上小田中	浅井戸	その他							* 24
10	高津	末長	深井戸	工業用水	-	-	-	0.0006	-	* 0.056	
11	高津	蟹ヶ谷	浅井戸	生活用水	* 0.075	-	-	-	-	-	
12	高津	北見方	浅井戸	生活用水	0.011	0.0005	0.0045	-	-	0.015	
13	高津	久末	浅井戸	生活用水							* 11
14	高津	梶ヶ谷	深井戸	一般飲用	-	-	-	* 0.038	-	-	
15	宮前	土橋	不明	生活用水	-	* 0.032	-	0.0003	-	-	
16	宮前	東有馬	不明	生活用水	-	0.010	-	-	-	-	
17	宮前	馬絹	不明	生活用水							2.6
18	宮前	野川	浅井戸	生活用水							* 19
19	宮前	馬絹	浅井戸	生活用水	-	0.0020	-	-	-	-	
20	宮前	菅生	浅井戸	生活用水	* 0.077	0.0008	-	-	-	0.013	
21	宮前	犬蔵	浅井戸	生活用水							* 19
22	宮前	初山	浅井戸	一般飲用							10
23	宮前	有馬	浅井戸	生活用水							* 20
24	宮前	野川	浅井戸	農業用水							* 23
25	宮前	初山	浅井戸	生活用水	0.004	* 0.044	-	-	-	0.020	
26	宮前	土橋	浅井戸	生活用水	-	* 0.013	-	-	-	-	8.0
27	多摩	栗谷	浅井戸	生活用水	* 0.13	-	0.0005	-	0.002	-	
28	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	* 0.014	-	-	-	-	
29	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	* 0.014	-	-	-	-	
30	麻生	細山	浅井戸	その他							* 13

環境基準値	0.03以下	0.01以下	1以下	0.002以下	0.1以下	0.04以下	10以下
定量下限値	0.002	0.0005	0.0005	0.0002	0.002	0.004	0.05

(注) *印は、環境基準を達成していないことを、-印は定量下限値を下回っていたことを表示

表22 揮発性有機化合物以外の有害物質検出状況

単位：mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	備考
1	川崎	鋼管通	深井戸	その他	-	-	0.14	-	
2	川崎	宮本町	浅井戸	生活用水	0.33	0.21	0.08	-	
3	川崎	旭町	浅井戸	生活用水	6.0	0.22	0.17	-	
4	川崎	大師本町	浅井戸	その他	0.37	0.19	0.07	-	
5	幸	鹿島田	浅井戸	生活用水	2.2	0.17	0.12	-	
6	幸	東古市場	浅井戸	その他	2.1	0.08	0.16	-	
7	幸	小向町	浅井戸	その他	3.0	0.18	0.05	-	T
8	中原	上小田中	浅井戸	生活用水	0.52	0.18	0.04	0.005	
9	中原	下沼部	浅井戸	生活用水	4.9	0.14	0.06	-	T
10	中原	宮内	不明	農業用水	7.1				N
11	中原	上小田中	浅井戸	その他	* 24				N
12	高津	坂戸	浅井戸	その他	0.18	0.14	0.03	0.007	
13	高津	久地	浅井戸	生活用水	3.6	0.12	0.03	-	
14	高津	上作延	浅井戸	一般飲用	6.6	-	-	-	T
15	高津	野川	浅井戸	その他	1.2	0.09	-	-	T
16	高津	下野毛	浅井戸	生活用水	1.2	0.16	0.13	-	T
17	高津	久末	浅井戸	生活用水	* 11				N
18	高津	梶ヶ谷	深井戸	一般飲用				0.032	D
19	宮前	犬蔵	深井戸	その他	-	0.29	0.02	-	
20	宮前	初山	浅井戸	その他	4.2	-	-	-	
21	宮前	平	浅井戸	生活用水	2.8	0.29	-	-	
22	宮前	東有馬	湧水	生活用水	4.7	-	-	-	T
23	宮前	土橋	深井戸	生活用水	-	0.20	0.05	-	T
24	宮前	馬絹	不明	生活用水	2.6				N
25	宮前	野川	浅井戸	生活用水	* 19				N
26	宮前	犬蔵	浅井戸	生活用水	* 19				N
27	宮前	初山	浅井戸	一般飲用	10				N
28	宮前	有馬	浅井戸	生活用水	* 20				N
29	宮前	野川	浅井戸	農業用水	* 23				N
30	宮前	土橋	浅井戸	生活用水	8.0				N
31	多摩	枳形	浅井戸	生活用水	0.28	-	-	-	
32	多摩	宿河原	浅井戸	生活用水	4.6	0.13	0.03	-	
33	多摩	菅馬場	浅井戸	生活用水	6.9	0.09	0.02	-	
34	多摩	生田	浅井戸	生活用水	2.1	0.29	0.02	-	
35	多摩	枳形	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	
36	多摩	中野島	浅井戸	生活用水	2.9	-	0.06	-	
37	多摩	登戸	浅井戸	工業用水	3.1	0.12	0.04	-	
38	多摩	管	浅井戸	生活用水	4.4	0.09	0.05	-	
39	多摩	菅稲田堤	浅井戸	一般飲用	2.4	0.24	0.03	-	
40	多摩	菅稲田堤	浅井戸	その他	5.1	0.08	0.03	-	T
41	多摩	宿河原	浅井戸	生活用水	4.2	0.08	0.02	-	T
42	麻生	片平	浅井戸	生活用水	0.16	0.17	-	-	
43	麻生	栗木	不明	生活用水	-	0.18	-	-	
44	麻生	黒川	浅井戸	生活用水	3.8	0.09	-	-	
45	麻生	千代ヶ丘	浅井戸	生活用水	1.9	0.11	-	-	
46	麻生	高石	浅井戸	生活用水	5.0	-	-	-	
47	麻生	細山	浅井戸	その他	* 13				N

環境基準値	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下
定量下限値	0.05	0.08	0.02	0.005

- (注1) 備考欄のアルファベットTは概況調査地点、Nは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る継続監視調査地点、Dは1,4-ジオキサンに係る継続監視調査地点
(注2) *印は、環境基準を達成していないことを、-印は定量下限値を下回っていたことを表示
(注3) 有害物質については検出されたもののみ記載

表23 揮発性有機化合物検出状況(市計画周辺調査)

単位：mg/L

番号	調査地点		浅・深	用途	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		塩化ビニルモノマー		1,1-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロエチレン		備考
1	宮前	東有馬	浅井戸	池用	-	0.0007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	宮前	東有馬	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	宮前	東有馬	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0045	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0026	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	多摩	堰	浅井戸	生活用水	-	0.0012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	宮前	菅生	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	宮前	菅生	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	宮前	菅生	浅井戸	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	中原	中丸子	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	中原	中丸子	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	中原	上小田中	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	0.0018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	0.0020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	0.0020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	0.0011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	多摩	登戸	浅井戸	生活用水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

環境基準値	0.03以下	0.01以下	1以下	0.002以下	0.1以下	0.04以下
定量下限値	0.002	0.0005	0.0005	0.0002	0.002	0.004